

科目別物品購入の考え方と注意点

機械・装置等費

- I 機械装置等製作・購入費
 - ・研究開発上必要な機械装置と設置工事等
 - ・取得価格が10万円(税込)以上かつ使用可能期間が1年以上
 - ・機械装置に組み込まれ一体として機能するソフトウェア
- II 保守・改造修理費
 - I の機械装置を定期点検・メンテナンスする費用⇒保守費
 - I の機械装置の機能や耐久性を向上させる為の改造⇒改造費
 - I の機械装置の天災等、不可抗力な故障を修理⇒修理費
- III 土木・建築工事費
 - プラントや実験設備等の土木・建築工事

- ※ 10万円(税込)以上の機械装置は固定資産となるので、科目を誤らないようにする
- ※ 部品等を組み立てて装置を製作した場合も、合計金額が10万円(税込)以上であれば機械装置費で計上する
- ※ 機械装置の物品購入書類は、実施計画書に記載した機械装置名称に合わせるようにする
- ※ 機械装置の設置工事費は I に該当する(III土木工事費ではない)

消耗品費

- I 研究開発上必要な、資材、部品、消耗品等の購入費又は製作費
- II I の取得価格が10万円未満(税込)、又は使用期間が1年未満
どちらかの条件を満たしているもの
- III 単独で動作するもので、市販されている既製品のソフトウェア

- ※ 10万円以上の消耗品は、1年以上在庫にはできないので廃棄処分する
- ※ 物品購入書類では消耗品は品名・数量・単価が分かるようにする
⇒単価が分からないので一式価格にしない)

- ※ 消耗品の取付け・設置費用も消耗品費(別明細)で計上する
- ※ 必要以上の消耗品は購入しない
⇒年度内で消費できる量で購入し、特に年度末の大量購入は禁物
- ※ 研究に使用すると証明できない汎用的なオフィス用品等は購入できない
場合が多いので注意する
例:事務用品、ノートパソコン、事務机、携帯電話、小型ルーター

外注費

- I 研究開発に必要な加工・分析等の業務を外注する場合
- II 使用期間が1年未満の試作品の製作を外注する場合
- III 設計やカスタマイズを外注したソフトウェアで単独で動作するもの
- IV 実証実験等に関連する作業外注費用

- ※ 研究開発要素がある業務を外注することは禁止事項なので、「何を目的に外注するのか？」を明確にして仕様書は詳細に記述する
- ※ 外注の納品物(成果物)は検収報告としてエビデンスを用意する
エビデンス⇒調査・分析レポート、検査成績書、加工報告書 等
- ※ 試作してみないと試用期間(1年未満)が分からない場合であっても、10万円(税込)以上の試作品は、機械装置費(=固定資産)で計上

諸経費

研究開発に直接使用する実験棟・プラント・装置等の運転等に要した使用料・光熱水料、通信費、リース・レンタル、書籍、通訳費、市場調査、技術動向調査、期限付きライセンスのソフトウェア、研究機器運搬費、委員会費、学会参加費、その他研究に必要な経費

- ※ 諸経費で計上できる費用項目は限られているのでNEDOのマニュアル確認
- ※ 市場調査、技術動向調査等の報告書は、外注費と同様、検収のエビデンスとしてコピーを提出する
- ※ ライセンス期限のない(永久)ソフトウェアは諸経費では計上しない

上記の科目別の購入に関する詳細は、
NEDO 委託業務事務処理マニュアルを参照して下さい